

農業委員会第28回総会議事録

1. 日 時 令和7年10月15日（水）午前10時00分～午前11時10分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員（18人）

会長	鈴木 秀	会長職務代理者	森田 昭則		
1 番	前田 和幸	2 番	間崎 孝至	3 番	桐生 五郎
4 番	渥美 利男	5 番	打田 光橋	6 番	浦川 広巳
7 番	山中 進	8 番	阪田 泰久	9 番	市川 正之
10 番	舘 宣一	13 番	稲田 利幹	14 番	上田 みね子
15 番	豊田 栄美子	16 番	大野 久美子	17 番	小林 登志樹
19 番	鈴木 啓之				

4. 欠席委員（1人）

12 番 平子 伸

5. 事務局

農業委員会事務局 中西次長、坂総務GL、吉村農地GL、今村、森

6. 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第6号議案 農用地利用集積等促進計画について

報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等
届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項第 7 号 非農地証明願いについて

報告事項第 8 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格
法人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 28 回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 28 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 4 番渥美利男委員、議席番号第 7 番山中進委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権についてでございます。議案書 2 ページの、10 の 106 番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇委員 退席）

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書2ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

10の106番は一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は2,897㎡です。取得後は、水稻、麦、大豆、野菜を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は1件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

（〇〇委員 着席）

引き続き、残りの第1号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書1ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、3の110番は加佐登地区、申請地は広瀬町地内、登記地目は原野、現況地目は畑が1筆、登記地目・現況地目とも畑が3筆、合計面積は28,328㎡です。取得後はキノコを栽培するとの申請です。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。なお、次に説明します3の111番と同一の農地ですが、譲受人は持ち分の5分の4を取得します。

続きまして、3の111番は加佐登地区、申請地は広瀬町地内、登記地目は原野、現況地目は畑が1筆、登記地目・現況地目とも畑が3筆、合計面積は28,328㎡です。取得後は水稻、果樹及び野菜を栽培するとの申請です。なお、譲受人は持ち分の5分の1を取得します。

続きまして、4の105番は牧田地区、申請地は甲斐町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は762㎡です。取得後は水稻及び花きを栽培するとの申請です。

続きまして、5 の 99 番は石薬師地区、申請地は上田町地内、登記地目・山林、現況地目・田、合計面積は 393 m²です。取得後は水稲及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、5 の 102 番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 2,777 m²です。取得後は植木及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、6 の 107 番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は 150 m²です。取得後は水稲及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、6 の 115 番は白子地区、申請地は寺家町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 1,970 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。また、同一人物が役員を務めています法人間での権利移動となりますが、実態としましては、引き続き障がい者就労施設の活動として使用するものです。

続きまして、7 の 114 番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目は雑種地、現況地目は畑が 3 筆、登記地目は田、現況地目は畑が 1 筆、合計面積は 1,282 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。また、同一人物が役員を務めています法人間での権利移動となりますが、実態としましては、引き続き障がい者就労施設の活動として使用するものです。

続きまして、10 の 100 番は一ノ宮地区、申請地は南長太町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 2,696 m²です。取得後は、水稲を栽培するとの申請です。通作時間については、譲受人の事務所からの時間を記載しております。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、10 の 104 番は一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 485 m²です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、10 の 109 番は一ノ宮地区、申請地は池田町及び北長太町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 4,368 m²です。取得後は、水稲を栽培するとの申請です。なお、通作距離については、譲受人の勤める会社からの距離となっております。

続きまして、10 の 113 番は一ノ宮地区、申請地は北長太町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 824 m²です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、11 の 103 番は箕田地区、申請地は林崎二丁目地内、登記地目は田、現況地目は畑、合計面積は 155 m²です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、12 の 108 番は玉垣地区、申請地は柳町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 628 m²です。取得後は、水稲を栽培するとの申請です。

続きまして、21 の 112 番は深伊沢地区、申請地は三畑町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 1,068 m²です。取得後は、水稻、花き、茶を栽培するとの申請です。

続きまして、22 の 116 番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 290 m²です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。また、通作距離については、隣接地に引っ越す旨を記載しております。

以上、申請件数は 16 件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

豊田委員

3 の 110 番について、この法人がこの面積の農地を購入するということですか。

事務局

法人が、土地を取得するという申請です。

豊田委員

すごく大きな土地ですが。

事務局

大規模にキノコを栽培するとの申請です。

森田委員

21 の 112 番について、説明の中で水稻を作ると言われましたが、地目が畑になっているのに水稻は作れるのですか。

事務局

申請書に書いてあるのは、農地を取得される方が、今まで持っている農地を含めて何を耕作するのかが書いてありますので、今回取得する農地で水稻を作られることは無いようです。

森田委員

分かりました。

小林委員

〇〇の〇〇番について、土地の譲受人は外国の方ですか。

事務局

そうです。

議長（会長）

他にございせんか。別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書4ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

9の13番は河曲地区、申請地は河田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,108㎡です。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。また、通作距離については、引越し後の数値を記載しております。

12の12番は玉垣地区、申請地は柳町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は2,880㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

22の14番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,851㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。また、通作距離については、引越し後の数値を記載しております。

以上、申請件数は3件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

浦川委員

〇〇の〇〇番ですが、借受人と貸出人が同住所ですが。同居しているのですか。

事務局

同じ住所で別世帯、親子です。この後、5条申請があり、農家住宅を別の場所に建て、引越する予定です。

議長（会長）

他にございせんか。別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書5ページ、及び位置図の5ページ目をご覧ください。

まず、6の12番ですが、白子地区、申請地は白子町地内、登記地目は田、現況地目は宅地、面積は120㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、申請人は、駐車場が不足していたことから、25年ほど前に車庫を建築した旨の始末書が提出されております。

以上、申請件数は1件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書6ページ、及び位置図の続き6ページ目をご覧ください。

まず、1の87番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目が畑、現況地目が宅地、面積は51㎡です。申請内容は、当該地を住宅用地の一部とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡大に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。なお、申請者は、平成16年に自己用住宅を建築したものの、建築当初より隣接する申請地も合わせて利用していたとのことです。始末書も添付されており、やむを得ないと考えています。

続きまして、1の90番は国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は1,428㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、自動車及びオートバイの販売、整備、修理業を営んでおり、販売用車両、修理車両、来客車両の駐車スペースを確保するため、事業所の隣接地に新たに駐車場を設けるものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の100番は国府地区、申請地は八野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,131㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、315.45㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、1の106番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目と

も畑、面積は 406 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、申請地北側で貨物利用運送事業、貨物自動車運送事業の営んでいる法人を営んでおり、従業員増加に伴い、不足している駐車場を確保するため申請するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、3 の 102 番は加佐登地区、申請地は加佐登一丁目地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 852 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、404 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、5 の 85 番は石薬師地区、申請地は上田町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は 413 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、寺の僧侶であり、参拝客の駐車場が不足していることから、今回の申請に至りました。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、6 の 111 番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は 1,080.00 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、432.33 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、7 の 92 番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,011 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、423.9 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、7 の 93 番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は 876 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、489.4 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、7 の 94 番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 723 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、375.7 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、7 の 95 番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも畑が 1 筆、登記地目・現況地目とも田が 1 筆、合計面積は 1,014 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、423.9 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、7 の 96 番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 968 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、430.3 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、7 の 97 番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,074 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、426.5 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、9 の 105 番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目 と

も畑、合計面積は 3,885 m²です。

申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1,919.97 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、11の86番は箕田地区、申請地は上箕田町地内、登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は307 m²です。申請内容は、当該地を資材置き場用地とするものです。申請者は、造園業を営んでおり、平成20年より当該地を資材置き場として利用していました。始末書も添付されており、転用はやむを得ないと考えます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、12の108番は玉垣地区、申請地は土師町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は726 m²です。申請内容は、当該地を資材置き場用地とするものです。申請者は、土木業を営んでおり、現在利用している資材置き場が手狭になったため、新たに資材置き場を確保しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の91番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも畑が2筆、登記地目は田、現況地目は畑が1筆、合計面積は、629 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、281.44 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の101番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも田が3筆、登記地目・現況地目とも畑が1筆、合計面積は、1,029 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、452.83 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の103番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目、現況地目とも田、合計面積は818 m²です。なお、一体利用地を含む合計面積は、854 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、452.83 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、17の107番は、合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,195 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、407.04 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、19の110番は、久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目、現況地目とも畑、合計面積は1,758 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、426.50 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、20の99番は、椿地区、申請地は山本町地内、登記地目、現況地目とも田、合計面積は1,031 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、419.19 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されま

す。

続きまして、21 の 104 番は、深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目、現況地目とも畑、合計面積は 1,313 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、412.50 m²です。農地区分は、第 3 種農地と判断されます。

続きまして、21 の 109 番は、深伊沢地区、申請地は三畑町地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は 692 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続する農地のため、例外的に許可し得るものと考えています。

続きまして、22 の 98 番は、鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目、現況地目とも畑、面積は 497 m²です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続する農地のため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は 25 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 4 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 4 号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。議案書 10 ページ、及び位置図の続き 31 ページ目をご覧ください。

17 の 21 番は合川地区、申請地は徳居町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 238 m²です。申請内容は、当該地を進入路として一時転用するものです。申請者は、太陽光発電事業を営んでおり、西隣の太陽光発電施設への進入路として使用するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 1 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

浦川委員

一時転用ということですが、何か期間の定めは無いのですか。

事務局

工事計画によりますと、許可日から令和 8 年 4 月末日までとなっております。

浦川委員

太陽光の工事が終わった後、保守管理の道路はどこを使うのですか。

事務局

太陽光の土地に対して東側が申請地が出てきていますが、西側にも赤道がございます、保守管理の上では問題ないのですが、パネルを運搬する上では道幅が足りないということです。

議長（会長）

他にご覧いませんか。別段無いようでございますので、第 5 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明いたします。

事務局

第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画について、A4 横別冊の農用地利用集積等促進計画案により説明します。

計画書 1 ページ目をお開きください。1 ページと 2 ページは国府地区です。1 番から 8 番は、10a 当たり 30kg の賃貸借と使用貸借です。

3 ページは加佐登地区です。9 番から 13 番は、使用貸借と 10a 当たり 20,000 円の賃貸借です。

4 ページは牧田地区です。14 番から 16 番は、1 筆当たり 240kg の賃貸借と使用貸借です。

5 ページは石薬師地区です。17 番から 19 番は、使用貸借です。

6 ページは白子地区です。20 番と 21 番は、1 筆当たり 12,000 円と 60kg の賃貸借です。

7 ページは河曲地区です。22 番から 27 番は、使用貸借と 10a 当たり 30kg、1 筆当たり 90kg から 180kg の賃貸借です。

8 ページは一ノ宮地区です。28 番は、使用貸借です。

9 ページは栄地区です。29 番は、10a 当たり 50kg の賃貸借です。

10 ページと 11 ページは天名地区です。30 番から 40 番は、10a 当たり 30kg と JA 概算金 25kg から 50kg 相当現金の賃貸借です。

12 ページは井田川地区です。41 番から 44 番は、10a 当たり 30kg から 50kg の賃貸

借と使用貸借です。

13 ページは久間田地区です。45 番から 48 番は、使用貸借です。

14 ページは椿地区です。49 番から 51 番は、10a 当たり 5,000 円の賃貸借です。

15 ページは深伊沢地区です。52 番は、10a 当たり 15,000 円の賃貸借です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 6 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 8 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 8 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。